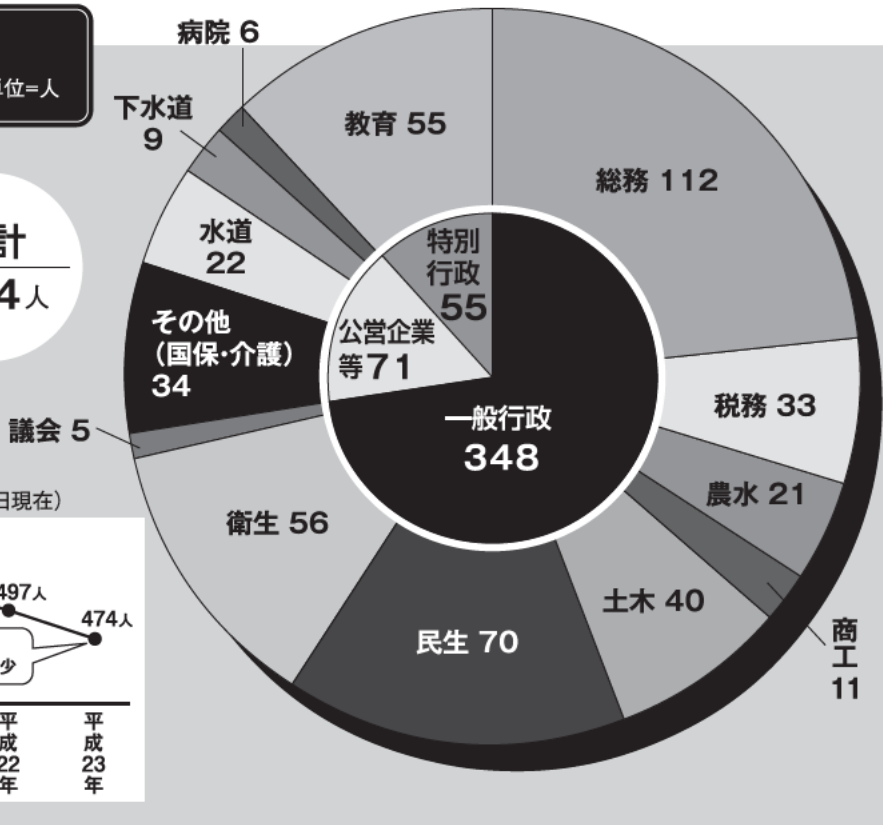


●職員数・勤務時間・特別職の報酬等●

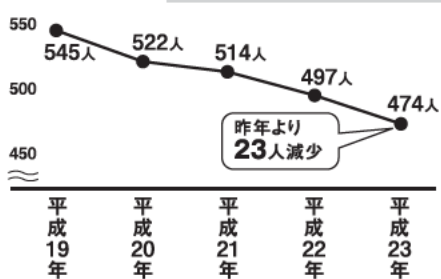
職員数

(平成23年4月1日現在) 単位=人

総計
474人



職員数の推移 (各年4月1日現在)



特別職の報酬等 (平成22年度)

区分	給料月額等	期末手当	
	(給料月額)	(支給割合)	
市長	736,000円*	6月期	1.40月分
副市長	624,750円*	12月期	1.55月分
常勤監査委員	531,000円*	計	2.95月分
		加算措置	有り
議長	439,000円	6月期	1.40月分
副議長	383,000円	12月期	1.55月分
議員	336,000円	計	2.95月分
		加算措置	有り

*市長は20%削減、副市長は15%削減、常勤監査委員は10%削減した額です

勤務時間

(平成23年4月1日現在)

38時間
45分/1週間

1日の勤務時間は7時間45分(8:45~17:15)、休憩時間は45分(12:15~13:00)となっています。

市職員の人数

平成23年4月1日現在の職員数は474人で、これは昨年に比べ23人減少しています。また採用者数については7人で、その内訳は上級(行政)4人、初級(事務)3人となっています。

職員の内訳(分限処分・懲戒処分については該当者はいませんでした(22年度))。

市職員の給与

人件費の状況を見ると、22年度では31.2億8924万円の歳出額に対し、人件費が42億6433万7千円でした。人件費率で見ると13.6%で、21年度に比べ0.3%増となっています。

職員給与費を一人当たりの給与費で見ると、22年度決算で612万2千円です。これは21年度に比べて5万円増となっています。

一般行政職の給料では、平均給料月額が、34万2600円でした(平均年齢44.40歳)。

また、ラスパイルズ指数(国を100とした場合の平均給与額)は99.3で、国家公務員より下回っている状況にあります(22年度)。

市職員の主な手当

① 期末・勤勉手当 民間企業のボーナスに当たり、年間3.95カ月分を支

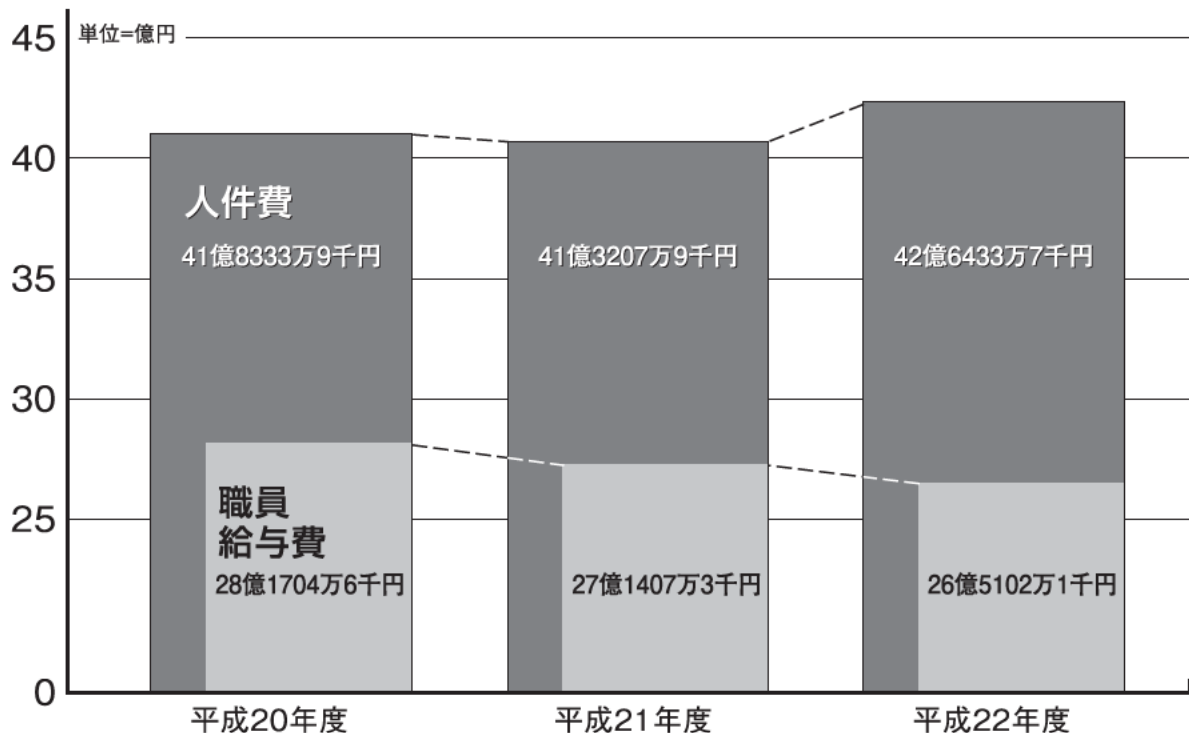
市職員の給与

職員の給与は、職務の内容や責任の度合いに応じて支給される給料と、扶養手当や住居手当など一定の条件に当てはまる場合に支給される諸手当から成り立ち、国や地方公共団体、民間企業の給与などを考慮し、市議会の議決を経て条例で定められています。

HP <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/> 給与、福利厚生、研修などの詳しい内容は市HP「石狩市の職員の給与・定員管理の状況」のページをご覧ください。

●職員給与費・初任給・経験年数別の平均給料月額●

人件費と職員給与費



※人件費:市職員給与および市長等特別職、議会議員、各種委員会に支給される報酬、共済費(民間での社会保険料事業主負担分)を含みます
 ※職員給与費:給料、職員手当、期末・勤勉手当の合計。退職手当は含みません
 ※平成22年度の人件費には、3年に1度納入する「退職手当清算納付金」(2億128万8千円)が含まれています

一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成23年4月1日現在)

学歴	10年	15年	20年
大学卒	257,200円	300,200円	339,100円
高校卒	206,800円	253,300円	302,500円

一般行政職の初任給 (平成23年4月1日現在・月額)

(大学卒)
17万2,200円
(高校卒)
14万100円

石狩市の大学卒と高校卒の初任給は、それぞれ国と同じ支給額になっています。

■福利厚生の状況
 すべての市職員が加入する石狩市職員福利厚生会の総事業費は2562万4千円となっており、うち市交付金は334万2千円となっています。主に事務局の人件費に充てられています。(23年度)。

- 給しています。
- ② 扶養手当 配偶者1万3千円、配偶者以外では1人6500円(満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子どもについては1人につき5千円加算)を支給しています。
 - ③ 住居手当 借家は2万7千円を上限に家賃1万2千円を超える者に支給、自宅は9700円を支給しています。
 - ④ 時間外勤務手当 支給総額は1億3127万5千円で、21年度に比べ2365万6千円増となっています。
 - ⑤ 特殊勤務手当 危険・不快・不健康な業務に伴い支給されるもので全9種あります。対象職員は全体の9.7%を占め、1人当たりの平均支給年額は4万6279円となっています。
- ※①～③はすべて23年4月1日現在。④⑤は22年度。退職手当については市HPをご覧ください。